

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年滋賀県条例第 72 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長等の資格の要件に係る特例の期間を 10 年間から 12 年間に延長することとします。（付則第 4 項関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 号

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく
幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年滋賀県条例第72号)の一部を次のように改正する。

付則第4項中「10年間」を「12年間」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
本則 省略 付則 1～3 省略 （職員配置に係る特例） 4 副園長または教頭が置かれる幼保連携型認定こども園に対する別表第2項第3号の規定の適用については、施行日から起算して<u>10年間</u>は、同号中「かつ、」とあるのは、「または」とする。 5～15 省略 別表 省略	本則 省略 付則 1～3 省略 （職員配置に係る特例） 4 副園長または教頭が置かれる幼保連携型認定こども園に対する別表第2項第3号の規定の適用については、施行日から起算して<u>12年間</u>は、同号中「かつ、」とあるのは、「または」とする。 5～15 省略 別表 省略